

自治会・回覧

会員各位

平成28年6月
生活環境部

■交差点での一時停止を守りましょう!

<一時停止違反は3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(過失罰あり)>

信号機のない交差点を通過する場合、一時停止標識があれば停止線の前で完全に停止して左右確認することが原則です。

しかし、多くのドライバーは

「十分減速して周囲の確認を行ったから大丈夫」

「ほぼ停止したから違反ではない」

といった誤った考えや、

「交差車両や歩行者は来ないだろう」

といった甘い予測を立てて、低速で通過したために交通事故を起こしたという事例が多く聞かれます。

当然、完全に停止していない状態では、交差道路から接近してくる車の確認は不十分となりやすく、特に接近してくる車両などとの距離や速度の正確な判断が不正確になります。

残念ながら、桜台町内においても、一時停止をしていないドライバーが見受けられます。

毎日通る慣れた道で、これまで事故を起こした事がないという安易な根拠から、注意力が散漫となり危険な運転をしがちです。

交通ルールを守り、事故を起こさない、被害者を出さない、加害者にならないように十分気をつけながら、安全運転を心がけましょう!

